

雇用調整助成金

令和3年6月30日まで延長されていた雇用調整助成金の特例措置が7月31日まで延長されることになりました。7月以降の雇用調整助成金も6月30日までの助成内容と同様です。

【雇用調整助成金特例措置助成内容(令和3年5月1日～7月31日分)】

●中小企業

原則 4/5(解雇等を行わない場合 9/10) 一人当たりの上限は 13,500 円

地域特例 4/5(解雇等を行わない場合 10/10)一人当たりの上限は 15,000 円

業況特例 4/5(解雇等を行わない場合 10/10)一人当たりの上限は 15,000 円

●大企業

原則 2/3(解雇等を行わない場合 3/4) 一人当たりの上限は 13,500 円

地域特例 4/5(解雇等を行わない場合 10/10)一人当たりの上限は 15,000 円

業況特例 4/5(解雇等を行わない場合 10/10)一人当たりの上限は 15,000 円

※上記の特例措置は8月31日まで延長する予定となっております。

※9月以降の助成内容については7月中に公表されます。

高年齢者雇用安定法の改正(70歳までの就業機会の確保)

令和3年4月1日に高年齢者雇用安定法の改正が行われました。これまでの高年齢者雇用安定法では65歳までの雇用確保が会社の義務となっていました。今回の改正により70歳までの就業機会の確保として以下のいずれかの措置を講ずることが会社の努力義務として定められました。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

努力義務というと、努力をすればよいだけで特に対応しなくても問題ないのではないかと考えられるかもしれませんが、上記①～⑤のいずれかの措置を講じていないと努力義務を満たしていることにはならないと厚生労働省の「高年齢者雇用安定法 Q&A」に明確に記載されています。

また、70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。さらに、指導等を行わ

れた場合において、状況が改善していないと認められるときは、当該措置の実施に関する計画の作成を勧告される場合があるようです。

改正が行われてから3カ月が経過しますので、そろそろ対応に努めていきたいところです。改正対応に併せて就業規則の変更も必要になりますので、担当までご相談ください。

竹田 卓郎